



平成28年度

事業計画書

自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日

一般社団法人北海道食産業総合振興機構
(フード特区機構)

< 目 次 >

I	基本的な考え方	2
II	経営目標	3
III	平成28年度におけるフード特区機構の重点事項項目	4
1	研究基盤と新たな市場づくり（研究開発拠点化）	4
	（1）北海道食品機能性表示制度（ヘルシーDo）への企業参入促進	4
	（2）北海道大学を中心とした食と健康に関する国際拠点への参画	5
	（3）食品試作・実証・製造プラットフォームの利用促進と運営	6
	（4）植物工場クラスターの構築支援	7
2	ビジネス化の拡大	9
	（1）輸入代替の推進	9
	① 北海道食品機能性表示制度への企業参入促進（前述1－（1）再掲）	9
	② 食品試作・実証・製造プラットフォームの利用促進と運営（前述1－（3）再掲）	9
	③植物工場クラスターの構築支援（前述1－（4）再掲）	9
	（2）輸出拡大の推進	9
	① 東アジア・東南アジアへの輸出拡大に向けた商流・物流の構築、拡充	9
	② 中東をはじめとするイスラム諸国の市場開拓支援	12
3	輸出支援ネットワークの拡充と活用	13
IV	一般・継続事業項目	14
1	フード特区の統括・管理	14
2	賛助会員企業向けの支援事業の充実	14
V	フード特区機構の体制	15

I 基本的な考え方

一般社団法人北海道食産業総合振興機構（略称：フード特区機構）は、日本で唯一の「食」の国際戦略総合特区、「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区（略称：フード特区）」を推進するマネジメント組織として、平成24年4月に業務を開始した。

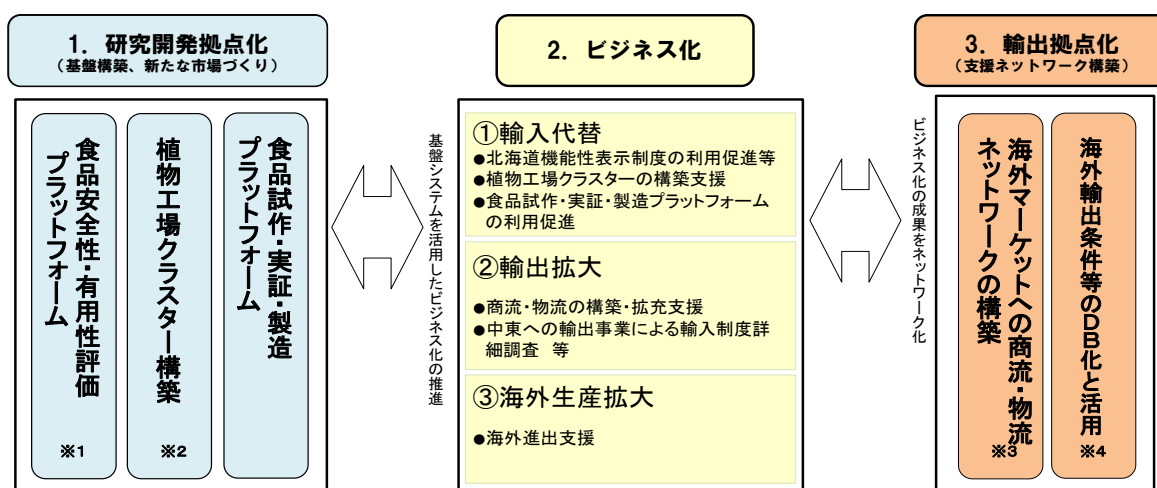
これまでフード特区機構では、規制緩和の提案に関する国との協議の実施などのマネジメント業務のほか、フード特区における定性的目標である『「北海道」を、EU・北米経済圏と同規模の成長が見込まれる東アジアにおいて、オランダのフードバレーに匹敵する食の研究開発・輸出拠点とする』ことに向け、大学・研究機関等のネットワーク化や北海道独自の食品機能性表示制度（ヘルシーDo）の活用・推進、東アジア・東南アジアのほか、中東イスラム諸国を見据えた輸出支援事業などを行い、新市場開拓への基盤づくりにおいて成果を挙げてきた。

平成28年度は、こうした成果を着実にビジネス化に繋げることで、フード特区の数値目標である「フード特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額累計1,300億円の増加」を達成するとともに、フード特区エリアの4市連携を深化させながら研究開発拠点化および輸出拠点化の基盤を一層強化し、企業・関係機関との情報共有の拡充を図ることで、これまでの取組みを確実に自走させるとともに成果の拡大を進める。

（フード特区機構が取り組む事業の視点）

- ▶ これまでの成果の拡大
- ▶ 賛助会員企業、フード特区3エリアとの連携
- ▶ 研究開発拠点・輸出拠点ネットワーク情報等の活用による輸出実績の拡大

【 図1 取組の全体像 】



※1 北大C01、北海道機能性表示制度の発展を含む
※2 環境制御技術の開発・実証、ビジネス化、人材育成含む

※3 国内外販売者・輸出業者、物流企业、輸入業者、現地販売者等
※4 海外輸出条件等の課題・解決方策等のDB化と活用

II 経営目標

経営目標

“自走する1,300億円の売上環境（事業）を創出”

我が国の経済力向上のため、食産業の国際競争力の強化を通じて、安定した外需（輸出）及び内需（輸入代替）を創造し、持続的な発展を図ることができる事業（仕組み）を創出する。

平成28年度の経営目標

これまでの成果を一層拡大し、経営目標の達成を実現するとともに、各取組が確実に自走しながら成果の拡大を進める。

ビジネス戦略の柱と平成28年度の子な事業

1 研究基盤と新たな市場づくり

（目標）研究開発拠点化に向けた高い付加価値のある加工食品の市場を創出
（平成28年度事業）

- （1）北海道食品機能性表示制度（ヘルシーDo）への企業参入促進
- （2）北海道大学を中心とした食と健康に関する国際拠点への参画
- （3）食品試作・実証・製造プラットフォームの利用促進と運営
- （4）植物工場クラスターの構築支援

2 ビジネス化の拡大

（目標）特区数値目標達成に向けたビジネス化の推進
（平成28年度事業）

- （1）輸入代替
 - ① 北海道食品機能性表示制度への企業参入促進（上記1-(1)再掲）
 - ② 食品試作・実証・製造プラットフォームの利用促進と運営（上記1-(2)再掲）
 - ③ 植物工場クラスターの構築支援（上記1-(3)再掲）
- （2）輸出拡大
 - ① 東アジア・東南アジアへの輸出拡大に向けた商流・物流の構築、拡充
 - ② 中東をはじめとするイスラム諸国の市場開拓支援

3 輸出支援ネットワークの拡充と活用（輸出拠点化）

（目標）輸出支援事業の成果を企業等が活用できる仕組みを構築し、企業等が活用
（平成28年度事業）

- （1）海外マーケットへの商流・物流に関する各種情報、海外輸入条件等の課題・解決方策等のDB化を推進し、企業が活用できる仕組みを構築して、輸出拡大を目指す

Ⅲ 平成28年度におけるフード特区機構の重点事業項目

1 研究基盤と新たな市場づくり（研究開発拠点化）

北海道における研究開発の拠点化を進め、確固とした基盤やネットワークを構築し、北海道食品機能性表示制度の活用による機能性食品市場の拡大を図るとともに、食品試作・実証・製造プラットフォームの活用や、植物工場クラスターの構築による、付加価値の高い新たな市場づくりを進める。

(1) 北海道食品機能性表示制度（ヘルシーDo）への企業参入促進


本制度は、食品に含まれる機能性成分に関して「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が行われた事実を北海道が認定する制度である（図2）。

平成25年度の本制度運用開始から6回の認定を行い、合計34社67品目が認定された。しかし、運用開始からの期間が3年と短く、認知度の向上が課題の一つとなっている。また、平成27年4月から新たに「機能性表示食品」（消費者庁への届出による制度）の運用が始まったことから、食品メーカーにとって機能性食品市場への参入の選択肢が増える環境にあり、本制度活用のメリットを明確に打ち出す必要が生じている。

以上を踏まえ、平成28年度以降は以下の事項について重点的に取り組み、認定商品の創出、制度の認知度向上を図る。

- ・素材探索から最終商品までを視野に入れた大手食品メーカーとの連携強化
- ・認定商品開発に意欲的な道内中堅食品企業と連携強化
- ・新規認定商品を中心とした製品PRの実施
- ・認定商品の販売継続に向けた支援活動
- ・消費者および企業への制度PRの実施

【図2：北海道食品機能性表示制度の概要】

ポイント	健康食品等に含まれている機能性成分に関して、「 健康でいられる体づくりに関する科学的な研究 」が行われた事実を 北海道が認定 する制度。
表示イメージ	<p>① 認定マーク  北海道認定</p> <p>② 認定番号（例）第01-00001</p> <p>③ 認定文言</p> <p>この商品に含まれる〈成分名〉については、「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が行われたことを北海道が認定したものです。（この表示は、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区における国との協議に基づき、北海道内で製造された製品に限り認められたものです。）</p>
制度対象	<p>【商品】 加工食品</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none">・商品に含まれる機能性素材が北海道で製造されていること・北海道で製造された商品であること・制度の認定を受けた日から、6か月以内に販売する予定であること <p>【研究対象】 単一成分・組成物</p>
認定基準	<p>「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」とは</p> <ul style="list-style-type: none">・食品に含まれる成分（機能性素材）について、健康の維持・増進効果の検証のために行われたヒト介入試験の結果に基づき論文が作成された研究 <p>科学的研究の水準</p> <ul style="list-style-type: none">・研究結果に基づき作成された論文が、同分野の複数の専門家による査読付きの学術論文誌に掲載されていること

(2) 北海道大学を中心とした食と健康に関する国際拠点への参画

平成27年2月、文部科学省「センター・オブ・イノベーション (COI) プログラム」に、北海道大学を中心としてフード特区機構が参画している「食と健康の達人拠点」^{注1}が採択され、同年5月には拠点の場である「フード&メディカルイノベーション (FMI) 国際拠点」が竣工した。

当機構は、ヘルシーDo素材開発のスピードアップおよびその海外展開、関連産業の集積を念頭に、同拠点での機能性食品に係わる研究成果が着実に実用化されるよう、異分野融合・機関横断型プロジェクトの立ち上げに取り組む。北海道の研究機関・支援機関の情報共有の場をつくり、それぞれの案件と資源（例えば、当機構は特区事業を通して培った企業・海外人脈、ノーステック財団はSmart-H事業^{注2}で開発した一貫評価システムやビジネス構築機能）を持ち寄り、融合による加速化・パフォーマンス向上を図る（図3）。

<注1> 期間：平成25年度～平成33年度、予算総額：約20億円（トライアル期間含む）

<注2> 期間：平成24年度～平成28年度、予算総額：約13億円

主要な成果： 素材探索【例】セラミド研究により初の皮膚トクホ商品が認定
 評価系の確立【例】細胞-動物-ヒトの一貫した評価体制の確立
 ビジネス化【例】協働したA社の健康タマネギ飲料が市販化

【図3：当機構が期待する食と健康の達人拠点の姿】

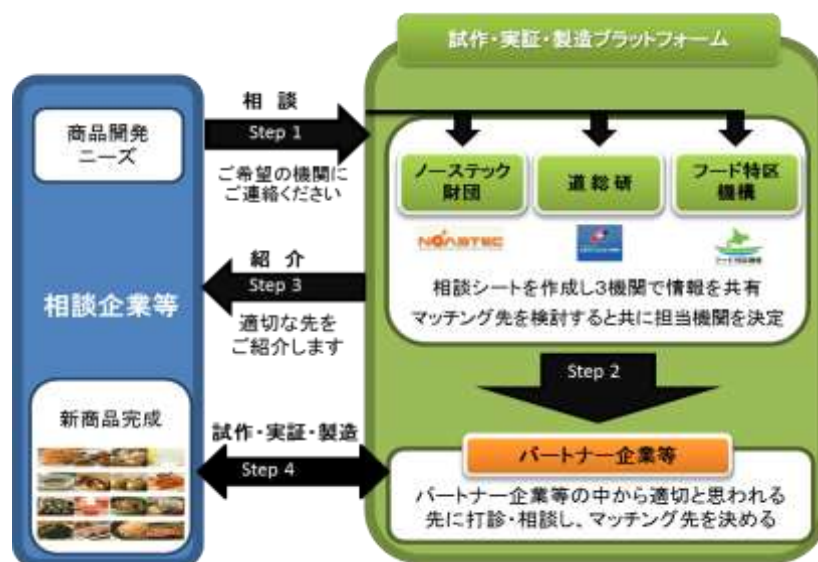


(3) 食品試作・実証・製造プラットフォームの利用促進と運営

食品の開発には多くの技術要素が必要であるが、1社で全てを賄うことは困難である。そのため、平成25年度に食に係わる道内主要機関（フード特区機構、ノーステック財団、北海道総合研究機構（道総研））が連携し相談窓口を設けた上で、あらかじめ登録された道内企業等の中から、商品の試作やOEMを受託していただけるパートナー企業等を紹介する「試作・実証・製造プラットフォーム」を構築した（図4）。

平成26年度に道総研に試作実証施設として食品加工研究センターが整備されたことから、平成28年度も引き続き企業間のマッチングを一層充実し互いの得意分野を活かした新商品開発を強力に支援する。

【図4：試作・実証・製造プラットフォームイメージ図】

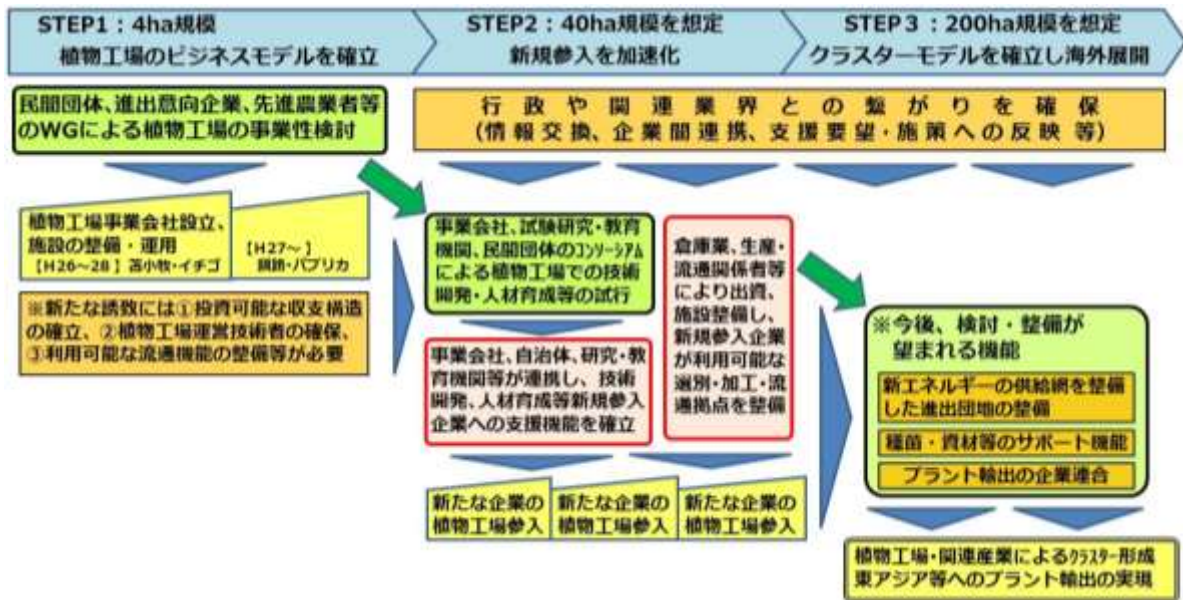


(4) 植物工場クラスターの構築支援

当機構は平成 24 年度に植物工場クラスターの形成について検討し、ロードマップを策定。平成 25 年度には植物工場の事業性について検討し、異業種連携企業による植物工場建設が計画されたことから産学官のコンソーシアムを組織し補助事業を活用し、平成 26 年度から植物工場の整備・運用を支援、ビジネスモデル確立に取り組んでいる。

今後は、技術実証による収益性の向上など新たな企業の参入が可能となるビジネスモデルの確立とともに人材育成策についても検討し、将来的にはコンソーシアムを受皿に参入企業への支援機能を確立し、新規参入の加速化を目指す。

【図 5：植物工場クラスター形成のロードマップ図】



以上を踏まえ、平成28年度は以下の事業を実施する。

① 「次世代施設園芸導入加速化支援事業」(農林水産省)

[H28年度 事業費：982百万円、補助金：591百万円]

- ・ 苫東工業基地内の「次世代施設園芸北海道拠点」において、栽培温室 2 ha、木質チップボイラー施設を追加整備するとともに、複合環境制御設備をリース導入し、合計 4 ha の国内最大級のイチゴ植物工場を完成させる。
- ・ フード特区機構と生産者・民間企業ならびに大学・試験研究機関等で組織するコンソーシアムで、整備された生産施設等を活用し効率的・効果的な環境制御や ICT を活用した機器制御アルゴリズムの技術実証を行うなど、植物工場における課題の解決を図り、採算性のある植物工場のビジネスモデルを確立するとともに成果を広く周知し参入企業の誘致に繋げていくほか、商品開発や試験輸出など生産されたイチゴの販路の拡大にも取り組んでいく。

【図6：次世代施設園芸北海道拠点の完成イメージ図】



2 ビジネス化の拡大

フード特区の数値目標の達成に向け、これまで構築された基盤をもとに、輸入代替、輸出拡大、海外生産の取組について、より一層充実させることで、ビジネス化を進め、拡大を図っていく。

具体的には、輸入代替に伴う新たな食品市場として効果が期待される「北海道食品機能性表示制度」について制度活用を側面支援するとともに、東アジア・東南アジアおよび中東イスラム諸国への輸出展開や海外進出支援を積極的に進める。

(1) 輸入代替の推進

- | | |
|------------------------------|-----------|
| ① 北海道食品機能性表示制度への企業参入促進 | Ⅲ-1-(1)再掲 |
| ② 食品試作・実証・製造プラットフォームの利用促進と運営 | Ⅲ-1-(3)再掲 |
| ③ 植物工場クラスターの構築支援 | Ⅲ-1-(4)再掲 |

(2) 輸出拡大の推進

① 東アジア・東南アジアへの輸出拡大に向けた商流・物流の構築、拡充

これまで実施してきた取り組みにより、輸出拡大に関わる情報・知識・ノウハウ・ネットワークが蓄積され、個別の取引を通じた「商流・物流の新規構築」や、既に構築された商流・物流を活用した「新たな取引先の発掘」、「既存取引先における取扱数量の増大および新たな商品の取扱い」、ならびに輸出に関する課題等の把握および解決を実施した結果、すなわち、「輸出支援ネットワーク（仕組み）」の構築とその活用を実施した結果、以下のような成果を挙げた。

- ・ 輸出実績の拡大
- ・ 新たな輸出市場の創出（輸出先、輸出商品の発掘）および拡充
- ・ 輸出案件の発掘および商談等支援
- ・ 輸出に関する課題等の把握および解決

以上の成果を踏まえて、平成28年度も引き続き、これまでの活動を継続実施するとともに、「輸出支援ネットワーク」を活用して、商流・物流の構築および拡充による新たな輸出市場の創出および拡大、輸出案件の発掘および商談等支援、輸出に関する課題等の把握および解決を図ることで輸出実績を更に拡大していく。

具体的には、道内在住のコーディネーターおよびタイ・シンガポール在住の海外コーディネーターを配置・活用して、下記（ア）～（オ）を実施する。

(ア) 新たな輸出市場の創出（輸出先、輸出商品の発掘）および拡充

これまでに商談・市場調査等を実施してきた次の国・地域の輸出市場の創出および拡充を図っていくとともに、新たな国・地域の輸出市場の創出を目指す。

【対象国・地域】

①既存の商流・物流の活用および拡充

- ・ 東南アジア(ASEAN)～タイ、シンガポール、インドネシア
- ・ 東アジア(中国語圏)～台湾、香港

②新たに商流・物流を構築

- ・ マレーシア、ベトナム、その他の国・地域（未定）

(イ) 輸出案件の発掘および商談等支援

- ・ 道内企業の訪問および対応（輸出に取り組む企業・輸出対象商品の発掘 等）
- ・ 現地最新ビジネス情報の収集および提供
- ・ 現地ニーズへの対応等（商品提案 等）
- ・ 道内企業と現地の卸・小売事業者とのマッチングの実施、商談等の支援（実施例）個別商談の支援、現地での商談会の開催 等

(ウ) 輸出に関する課題等の把握および解決への支援

- ・ 輸出入に関する課題（通関、関税等）および物流に関する課題などを解決することで中間コスト（輸入関税、物流コスト等）の削減を図り、価格競争の強化につなげることにより、輸出拡大を実現する。
（実施例）低率関税の適用（日タイ経済連携協定(JTEPA)の適用など）、北海道発の物流の構築・物流コストの削減

(エ) 食産業事業者との海外展開連携事業

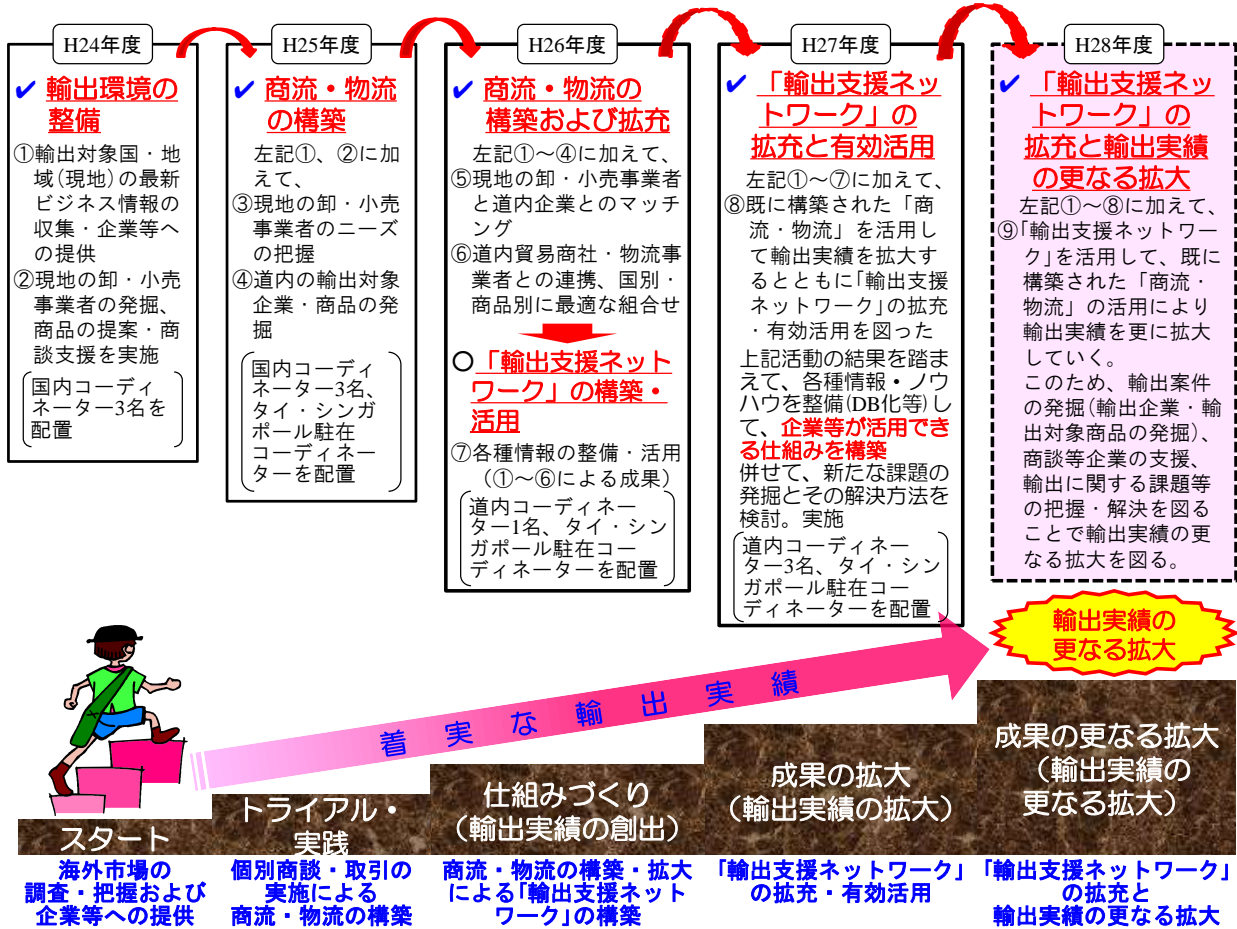
- ・ 輸出額を更に拡大していくためには、食産業事業者との連携が必須である。そのため食産業事業者の海外展開に対する取り組みを支援する。
- ・ 具体的には、上記（イ）、（ウ）に掲げた支援に加えて、輸出国・地域への商談・展示会へ参加の際の同行など、食産業事業者が必要としている支援を実施することで、輸出拡大を実現する。
（実施例）食産業事業者が参加する商談・展示会等の支援 等

(オ) コーディネーターによる販路拡大事業

- ・ 上記（ア）～（エ）の活動を着実に進めていくためには、コーディネーターによる支援が必要不可欠である。
- ・ コーディネーターによる支援を効果的に進めるために、テスト輸出の実施や海外バイヤーの招聘による商談会の実施など、輸出意欲のある道内企業が必要としている支援を実施することで、輸出拡大を実現する。
（実施例）海外バイヤーの招聘・商談会の実施、テスト輸出の実施 等

【図7：輸出拡大に向けた取組の推移(平成24年度～平成28年度)】

※商流・物流の構築・拡充による輸出支援ネットワークの構築・拡充
およびそれを活用した輸出実績の更なる拡大



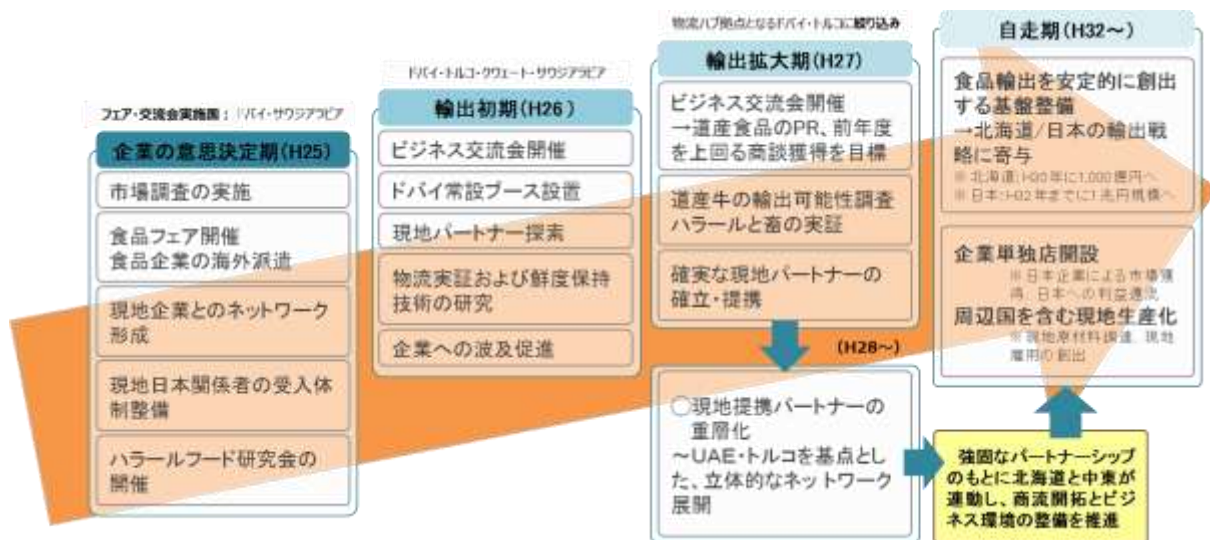
② 中東をはじめとするイスラム諸国の市場開拓支援

これまでフード特区機構では、中東イスラム諸国への輸出拡大を支援するため、ドバイ、クウェート、サウジアラビア、並びにイスタンブールでのビジネス交流会の開催、常設ブースによる北海道食品のプロモーション、食肉のテスト輸出を実施してきた。

平成28年度以降は以下の事項を重点的に取り組み、道内企業のイスラム諸国での市場開拓を後押しする。（図8）

- ・将来的に食品輸出を安定的に創出する基盤整備の構築
- ・北海道食品のプロモーションの継続
- ・関係者との強力なパートナーシップ形成

【図8：イスラム諸国の市場開拓支援に向けた取組】



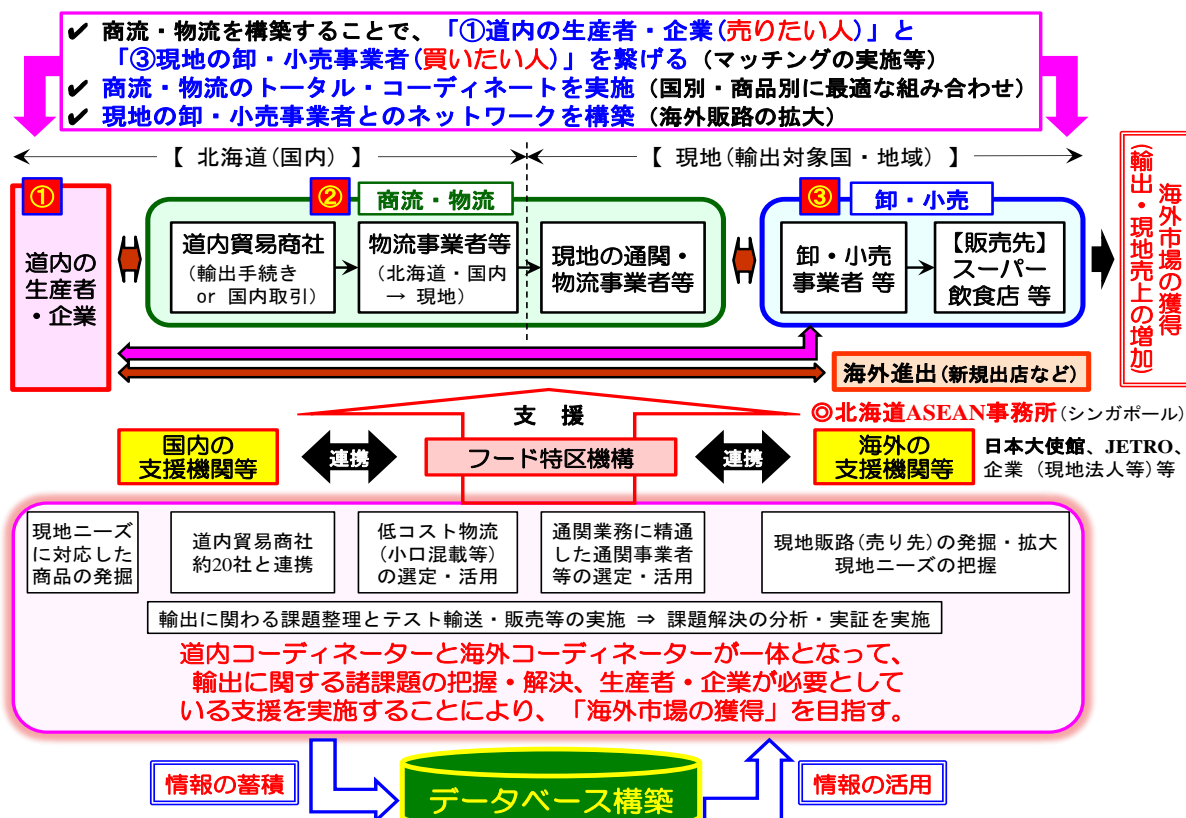
3 輸出支援ネットワークの拡充と活用

輸出拠点化の形成に向けて、輸出支援ネットワークの構築を進めるとともに、その拡充と活用を図る。具体的には、前述2に掲げる各種ビジネス化の拡大に向けた取組を通して、国内および輸出相手国・地域の商流・物流に関する各種情報の他、輸出相手国・地域における動植物検疫やハラール等の輸入条件などに係る課題およびその解決方策に関する情報・ノウハウ・ネットワークなどをデータベースとして構築し、輸出支援に役に立つ情報として、企業等の皆様が活用できる仕組みを構築し、輸出拡大に向けたマネジメント機能の充実を図る。

【データベースに蓄積する情報(例)】

- ・ 商流・物流のルート等
 - 「生産者・製造者→販売者→輸出者(道内貿易商社)→物流(物流・通関事業者、物流方法・ルート等)→輸入者(卸売事業者等)→現地の販売先(小売、飲食店等)」
- ・ 取引条件等
 - 輸出実績(数量、単価、金額)、現地の販売価格、国別・品目別の輸入条件 等
- ・ 輸出に関する課題等
 - 具体的な事例に基づく輸入規制等の課題とその解決方策等 (ノウハウ)
- ・ その他関連情報
 - 植物等を輸出する際の検疫条件(植物防疫所)、畜産物の輸出条件等(動物検疫所)、財務省貿易統計、JETRO等の調査レポート など

【図9：輸出支援ネットワークのイメージ図】



IV 一般・継続事業項目

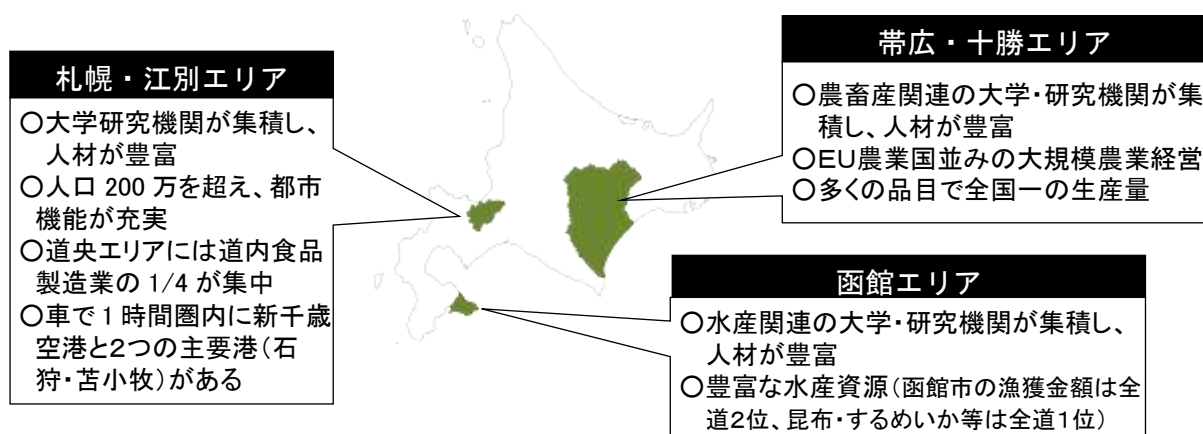
1 フード特区の統括・管理

3エリア（札幌・江別、函館、帯広・十勝）のネットワーク体制を確立し、フード特区における事業全体の統括・管理（マネジメント）を徹底する。

- ・規制の特例措置等、財政支援の取りまとめ及び国との調整
- ・特区全体の進捗管理、実績把握・評価
- ・ホームページ、企業向け説明会の開催等による効果的な広報戦略の構築・実施
- ・企業誘致の推進など特区関係自治体による独自事業との連携
- ・北海道及び特区エリア4市（札幌市・江別市・函館市・帯広市）と連携した事業の展開
- ・規制の特例措置等の総括の実施

等

【図10：フード特区エリア】



2 賛助会員企業向けの支援事業の充実

フード特区機構が実施する事業について、常に賛助会員の参画を念頭に置いた企画立案、実施事業の展開を図る。

また、賛助会員向けホームページの運営により、賛助会員にメリットの高い情報を継続的に提供するとともに、当機構の活動実績等を広くPRする。

V フード特区機構の体制

(各部の人数は臨時職員を含む)

